

定を行ったものであります。

いずれにせよ、ハリス米国副大統領を始め多くの海外からの要人が参列されるといふことは、安倍元総理の外交上の実績に対する海外からの高い評価の表れだと考えております。

○速藤(敬)委員 ありがとうございます。

総理、今の状況でありますけれども、安倍元総理御本人もそうでありまして、御遺族も本当に今の状況を悲しんでいるのではないかなというふうな印象をいたします。現時点では、実施に向けて一つ一つ丁寧に御説明をされて、国葬に対する支持を増やす努力が必要不可欠である、我々は野党でありますけれども、そう考えております。

そこで、国葬で一番忘れてならないのは、安倍元総理御本人や遺族の方々のお気持ちに配慮するということが今抜け落ちてきているのではないかなという危惧をしております。そして、今までの功績や御尽力に対する敬意を表することが今回の国葬の最大の意義であるとも考えておりますが、この点について、安倍元総理、また御家族、身内の方、支援者の方、そこまでに影響を及ぼしている。一点、安倍政権の表裏というところが果敢とやらありましたけれども、私は敬意を表してやみませんが、そういった意味で、結果的に国葬をしてよかつたなと思われることが我々の責任でもありますし、総理がリーダーシップを取っていただく一番のポイントではないかと思っております。

この点について、一番悔やんでおられる御親族、また安倍元総理のお気持ちを考えれば、今の国民の状況、意識をどう考えるか、お答えいただきたいと思っております。

○岸田内閣総理大臣 今回の国葬儀は、故安倍元総理に対し敬意と弔意を表すとともに、海外から寄せられている幅広い弔意に応え、また、一般の方に追悼の場を提供するなど、故安倍元総理を追悼したい思いをお持ちの方々のために執り行うものであると考えております。

そして、その際に、委員御指摘のように、安倍元総理の国葬儀の検討に当たっては、御遺族の気持ちも勘案しながら進めていかなければならぬという御力に対する敬意を表す、そして、それとともに厳粛かつ心のこもったものとなるよう、引き続き万全の準備を進めていきたいと考えております。

持ちも勘案しながら進めていかなければならぬという御力に対する敬意を表す、そして、それとともに厳粛かつ心のこもったものとなるよう、引き続き万全の準備を進めていきたいと考えております。

○速藤(敬)委員 最後になりましたけれども、今回の国葬の問題点は、やはり、先ほど来ありますように、国葬の基準がないままに内閣が閣議決定をし実施を決めたことにあると言わざるを得ないんですけれども、私自身、国葬を執り行うと決めた閣議決定を否定するものではありません。つきましては、説明を尽くされ、国民の理解をいただくという順序や対応の不足がこのような今の現状になっている、これは国会議員のみならず国民の意識だとも思うんですが、その後の歴史に委ねられる部分も多いと思うんですね。難しいことともう理解しておりますけれども、しかし、今後、国民の理解をいただくために、一定の基準を設ける必要があるのではないかと。

今後、実施後の検証を踏まえて、一定のルール作りを、総理も、また内閣も、政府もお考えになられた方がいいのではないかと思っております。最後に総理にお答えをいただきたいと思っております。

○岸田内閣総理大臣 国葬儀については具体的な基準を設けるという御指摘があるということは十分承知しております。

ただ、具体的に基準を定めるということになりますと、先ほども少し説明をさせていただきましたが、国際情勢や国内情勢を始め様々な状況の変化によって、同じことをやっても評価は変わっていくのが現実でもあります。よって、評価の在り方については、これまでも、その時々、内閣において、様々な事情を総合的に勘案し、そしてその都度ふさわしい形を判断してきた、こうしたことであつたと振り返っております。

今後、内閣総理大臣経験者が逝去された際には、その時々、内閣においてその都度ふさわしい形が何なのかを判断する、こうしたことになることを

考えております。

ただし、国葬儀の実施について、委員からも様々な御指摘をいただきました。今回の国葬儀の実施後に行う検証の結果、先ほどの予算の数字等も確たるものをしっかりと報告しなければいけませんし、そうした検証の結果、今後の国葬儀の在り方についてその検討の結果を役立てていく、こうした姿勢は重要であると認識をいたします。

○速藤(敬)委員 終わりますけれども、こういう悲惨なことでこういう議論になった、国民が二分するようなことになった、決していい状況ではないと思うんです。是非、総理のリーダーシップを取っていただいて、説明を尽くしていただいて、国葬儀が滞りなく終えることを、私ども協力していきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

終わります。

○山口委員長 次に、渚地重一君。

○渚地委員 公明党の渚地重一でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

今日は、国葬儀に関する総理への質問でございます。国の儀式として行う以上は、当然、多くの国民の皆様方に理解を得る必要があるというふうな思っております。

その点におきましては、七月二十二日に国葬儀の閣議決定をされて、八月三十一日に記者会見もされましたが、やはりこういった国会での説明という場が少し遅くなってしまったのではないかと、このことは、私も一点指摘をさせていただきますと思っております。

ただ、今日は、総理自らの言葉で様々なことが国民の皆様方に理解されたのではないかと思っております。特に国葬儀の法的根拠、これは恐らく、国民の皆様がきちっと説明を聞かれるのは初めてではないかと思っております。

内閣府設置法の四の三項、国の儀式、当然、この国葬儀も儀式でございます。また、吉田茂元総理大臣の国葬儀につきましても、内閣府設置法の前身であります総理府設置法を根拠に国の儀式

として行われたというふうな承知をしておりますので、こはやはり、立法にも司法にも風さなない事実行為である国葬儀を内閣が決定することは私は非常に妥当であろう、そこをしっかりと示されたことは意義があると思っております。

ただ、これは内閣が国葬儀を決定できるという根拠になるだけでございます。安倍元総理の死に伴いまして国葬儀をすべきかどうか、ここについてはまた別の論点になるわけでございまして。

今日、私、聞いておまして、一つ、国葬儀にすべき大きな理由として、各国首脳が、安倍元総理及びその御家族に対する弔意を示されている。であるならば、日本国全体の行事としての国葬儀を行うことが外交上の礼節にもかなうということがございまして。

そこで、今日は、国民の皆様方に分かりやすくという意味で、具体的に外国から我々日本国また日本国民にどのような弔意が寄せられていて、だから国葬儀にするんだということを、改めて総理の方から国民の皆様方に御説明いただいた方が理解が深まるのではないかと思っております。どうぞ御答弁をいただきたいと思っております。

○岸田内閣総理大臣 まず、今回の安倍元総理の逝去に際し、海外からは、バイデン米大統領やエリザベス女王陛下など、各国王族、国家元首、首脳レベルを含め約二百六十の国、地域そして機関から千七百件以上の弔意メッセージが寄せられており、メッセージの内容は、安倍元総理の在任中の功績を評価し、安倍元総理、御遺族そして日本国民全体への哀悼を示すものとなっております。

そして、この哀悼のメッセージ以外にも、米、韓、菲、インド、インドなど多くの国で、議会の追悼決議というものが行われています。また、ブラジル、インドを始め多くの国々では、政府として服喪の実施、喪に服するということを実施する。また、オーストラリアの例ですが、ランドマーク、公共施設を赤と白でフライトアップするなど、そうした形で国を挙げて弔意を示す、こう

したことも行われました。  
これら国際社会から寄せられた数多くの敬意や弔意に対し、日本国として礼節を持って丁寧にお応えするためにも、国の儀式である国葬儀を執り行い、海外の要人をお迎えすることが適切である。適当であると判断をした、こうしたことである。

○濱地委員 丁寧に総理の口から国民の皆様方に御説明いただいたと思っております。  
私の手元にも様々な事案がございますけれども、例えばマクロン・フランス大統領、安倍晋三元総理の訃報に接し、日本政府並びに日本国民に哀悼の意を表するところか、必ず、我々日本国民に対する事案が寄せられてきております。  
また、先ほど総理からも御説明がありましたとおり、国の一つのイベント、イベントというのはちよつと言ひ方は失礼ですけども、様々な取組をしていただいているということでございますので、私は、やはり国葬として、日本国全体として今回の弔問に訪れていただく外国要人をお迎えすべきことは理にかなっている、また、これは日本の国葬にかなうというふうにも思うところがございます。

だからこそ、今回の国葬儀に様々な首脳が来られたときに、逆に、万全の警備をしていただきたいと思っております。三日間、前後を通して一日に二十件以上の首脳会議もされるのではないかと、いうふうに関き及んでおりますけれども、万全の国葬儀に関して警備を怠るようなことがあったら、かえって日本の国益を損ねます。  
また、来年、総理の地元でもG7サミットが行われるわけでございます。もう一度、治安がいろいろと行われていた日本が、失いつつある治安、警備体制の万全さというものを今回の国葬儀で世界に示すことが私は大事であると思っております。  
費用の点でも批判もございしますが、批判をかわすために警備が手薄になることがあっては絶対にいけないというふうにも思っております。この弔問外交についての総理の御決意を最後にお聞き

したいと思っております。  
○岸田内閣総理大臣 まず、改めて、安倍元総理が銃撃を受け、亡くなられたという重大な結果について大変重く受け止めております。  
事件を受け、警察庁において行われた検証の結果を踏まえて、新たな警護要則が制定され、警護体制の抜本的な強化が図られたこと承知しておりますが、警察においては、二度と今回のような事件が起これぬよう、見直し策を徹底し、警護に万全を期してもらいたいと思っております。  
今後、今月の安倍元総理の国葬儀はもとより、来年のG7サミットなど重要な行事が続きます。今回の検証の結果も踏まえ、広く国民の理解と協力を得つつ、警護体制を強化し、これらの行事を安全かつ円滑に執り行ってまいりたいと考えております。

○濱地委員 ありがとうございます。  
しっかりと、国葬儀を執んで数日間、万全を期していただきたいと思っております。  
これは、民主主義の世界で反対される方は当然いらつしやるわけでございますが、この国葬儀をやはり万全に成功させ、そして、ハリス副大統領も来られますが、様々な外交成果を上げる、その結果で最後は国民の皆様方の理解もまた支持も深まると思っております。是非、総理におかれましては万全に臨んでいただきたいと最後にお願ひしまして、質問を終わらせていただきます。  
以上でございます。

○山口委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。  
七月八日、選挙期間終盤に凶弾に倒れた安倍晋三元総理のみたまに哀悼の意を表し、長年にわたる国家発展のためその人生をささげた政治家に心からの敬意を表しつつ、質疑をさせていただきます。

まず、総理、本日、これまでの質疑の中で、総理はこのような趣旨のことをおっしゃいました。国葬を行うことは内閣府設置法で規定された行政権の範囲である、内閣府設置法と閣議決定を根拠として今回国葬を行うというようにおっしゃいます。その言葉のとおり理解ということによろしいか、再度確認させていただきます。  
○岸田内閣総理大臣 委員御指摘のとおりだと思います。  
先ほど来申し上げておりますのは、安倍元総理の国葬については内閣府設置法及び閣議決定を根拠として執り行うこととしているということ、また、国の儀式を行うことは立法権にも司法権にも属さず行政権の範囲に含まれていると考えられ、このことは内閣府設置法第四十三項で明らかになっているということ、そして、内閣総理大臣経験者の葬儀の在り方については、これまでもその時々内閣において、様々な事情を総合的に勘案し、その都度ふさわしい形を判断してきたというところ、そして、今後、内閣総理大臣経験者が逝去された際には、その時々内閣においてその都度ふさわしい形が判断されるものであるということ、こうした説明をさせていただいていると認識をしております。

○浅野委員 その内閣府設置法の解釈、理解というものをもう少し踏み込んで議論させていただきます。これは内閣府設置法の第四十三項で規定されているというようにおっしゃられました。  
ただ、これはよく読んでみますと、内閣府設置法第四十三項、内閣府は、前条第二項の任務を達成するために、次に掲げる事務をつかさどると書いてあります。次に掲げる項目の三十三番目に、国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関するものというものが記載されています。これが総理がおっしゃっている法的根拠の条文の部分なんですけれども、この条文には、ほかの例えは内閣府が世論調査を行ったりとかという国民の祝日に関することを決めたりとかということも明記されているんです。こういった内閣府の判断で行えるものについては、例えば、世論調査

に関することというように記載がされています。ただ、この条文をもう一度繰り返しますと、国の儀式に関する事務に関するものというように記載があります。  
私が言いたいのは、やるかやらないかという判断は別のところで判断をされて、もしやることになった場合にはその事務を内閣府がつかさどる、という法のたてつけになっていないのではないかと、いうふうにも理解をしております。つまり、内閣府の独断で国葬儀という国の儀式をやるかやらないかを決定することはできないのではないかと、いう疑念が今あるわけです。  
これについて、総理の答弁をいただければというふうにも思います。  
○岸田内閣総理大臣 まず、国の儀式として国葬儀を行うことが立法権に属するものなのか、司法権に属するものなのか、あるいは行政権に基づくものなのか、これを考えた場合に、私は、行政権に基づくものであり、その一つの根拠が内閣府設置法第四十三項等に明記されていることである、こういった説明をさせていただき、そして、行政権に含まれるものであるとすれば閣議決定を根拠に行うことが求められるというところで、閣議決定を行い、決定をした、これが法的な考え方の整理であると認識をしております。  
よって、こうした判断に基づいて、内閣法制局ともしっかりと確認の上で、政府として判断ができるという判断の下に今回の決定を行った、こうしたことでもあります。  
○浅野委員 繰り返しになりますけれども、その内閣府がつかさどる事務の範囲内に、行政権の範囲内に、国の儀式をそもそも行うのかどうかという判断をする、起草する権利が委ねられているのか。ここについては、やはり今の議論ですと、国会、立法府と行政府の間で本場に全員がその認識を一つにしているのかという、私はまだそういう状態ではないというふうにも思います。  
ただ、もう九月二十七日、時間が迫っております。そこで、是非総理に御提案したいのは、ま

ず、行政府と立法府がこういつた国の儀式を行う際に認識を一つにするためにも、今後は、閣議決定をする前に、立法院、国会に、その儀式を行うべきかどうか意見を聞く場を設けるべきではないかというのがあります。

二つ目は、ただ、目の前、九月二十七日の国葬儀、時間が迫っております。ただ、今日の議論でもあり、各党、まだ反対を言っている政党もございまして、是非とも各党の党首と会議を行っていただいて、総理のその思いを、今日の議院運営委員会の場だけではなくて、各党に直接伝えて、理解を得、協力を得る努力を続けていただきたいと思っております。

こちらについて、総理の見解を伺いたいと思っております。

○岸田内閣総理大臣 まず、国葬儀を行うに当たりまして、政府として、しっかりと法的根拠をしっかりと示した上で、総合的な観点から適切に判断をする、こうした判断を行うことがまず大事だと思っております。それと併せて、国民の皆さんからできるだけ多くの理解を得て、そして協力を得て進めていく、こういった姿勢も極めて重要である、判断と説明責任、この二つをしつかり行うことが国葬儀を進める上で重要であると私も認識をしております。

そして、国民の皆さんに広く理解をいただくという観点からどうあるべきなのか、どうあるべきだったのか、こういったことについては、謙虚に様々な指摘を受け止めて、そして、何よりもこれは説明が大事なわけですから、引き続き説明努力を続けていきたいと思っております。

そして、各党の理解を得るべきではないか、こうした御指摘がありました。だからこそ、今日も議院運営委員会という場をおかりして、各党の皆さんを始め国民の皆さんにしっかりと説明をさせていただいているということでもあります。

第一類第十六号

議院運営委員会議事録第三号(閉会中審査) 令和四年九月八日

だけけるよう努力をしていきたいと考えております。

○浅野委員 時間も限られておりますので、最後、質問させていただきたいと思っております。これは官房長官になるかもしれません。

国葬儀の準備期間や当日、多くの海外要人が日本を訪れる予定になっておりまして、当然ながら、厳戒態勢が敷かれることになり、その期間中、高速道路の利用制限、あるいは、当日予定されているスポーツやコンサートなどのイベントその他催事に関しては予定どおり開催してよいという理解でよいのか、何らかの制約、制限がかかるのか、あるいは政府からの要請がされるのか、この辺りについて御答弁いただきたいと思っております。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。国葬儀当日に、外国要人の宿泊場所から日本武道館等への移動に伴い、首都高や一般道において必要な交通規制が行われる見込みであり、このほか、外国の要人の来日、離日の際に、空港から宿泊場所等への移動に伴い、必要な交通規制が行われる可能性がございまして、他方、国葬儀の実施に当たり、国民の方々に向けて何かを自粛するようお願いすることは考えていません。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。安倍元総理の国葬について、総理にお尋ねをいたします。

我が党は、安倍元総理の国葬に反対でありまして、岸田総理は、安倍元総理に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式として国葬を行うとしております。これは、安倍元総理の政治の礼賛になります。そもそも、国葬は、現行憲法の精神と相入れません。法の下の平等に反し、思想及び良心の自由

を侵害し、弔意の強制につながります。国葬は中止すべきであります。同時に、国民の皆さんが疑問に思っているのは、統一協会と深い関わりがあった安倍元総理を国葬にすることでありまして、総理にお尋ねします。

岸田総理は、統一協会との関係を絶つと言っているのに、その統一協会と深い関わりを持つてきた安倍氏に対して国全体として敬意と弔意を表す国葬を行うというのは矛盾しているのではありませんか。

○岸田内閣総理大臣 まず冒頭申し上げるのは、先ほども少し申し上げましたが、今日は内閣総理大臣として発言をさせていただいております。ですから、自民党総裁としての発言は控えなければならぬと思っておりますが、ただ、昨今の世の中の状況に鑑みて、御指摘の点についてもお答えをさせていただくということをお許しいただきたいと思っております。

そして、その上で、今委員の方から御質問がありました。政治家は社会的に問題が指摘されている団体との関係には慎重であるべきであり、自民党においては、政治に対する信頼を回復するために関係性を絶つ必要がある、こうしたことを申し上げております。そして、安倍元総理の当該団体との関係と、御本人が亡くなった今、これを十分に把握することは難しいと考えております。

○塩川委員 お答えになっておりません。

統一協会と深い関わりを持つてきた安倍元総理を国葬とすることは、関係を断ち切るべき団体である統一協会の活動を是認することにはなりません。

○岸田内閣総理大臣 今、国葬儀について御議論をいただいております。国葬儀として葬儀を行うに当たっては、まずは、安倍元総理の、百三十三年間の憲政史上最長の在任期間、また民主主義の基盤である選挙において非業の死を遂げた、こうしたことは前例のないことであると認識をしております。その上で、様々な功績を内外が評価している、特に海外の評価にしっかりと応えていかなければならない、日本国民全体に対する弔意に日本国としてどう応えるか、これを考えた際に、国葬儀を行うべきであるという判断に至ったという説明をさせていただいております。

国葬儀については、今申し上げたこの整理で、しっかりと考え方を国民の皆さんに説明させていただきたいと思っております。

○塩川委員 お答えになっておりません。総理が関係を絶つべき統一協会と言っていた、その統一協会と安倍氏との関係について曖昧なまま国葬ということにはならないというのが国民の声でもあります。安倍氏と統一協会との関係について調査に限界がある、こういう点を曖昧にしたまま国葬でいいのかということが問われているというところを申し上げます。

その点で、この安倍氏と統一協会との関係について、具体的に御尋ねをいたします。一つは、安倍氏が国政選挙において統一協会の組織票を差配していたという問題であります。自民党の宮島嘉文前参議院議員は、二〇一六年の参議院選挙で、統一協会の関連団体の世界平和連合の支援を受けて当選しました。今年の参議院選挙に向けて、宮島氏は、伊達連、二元参議院議長から安倍氏と面会するよう指示されたと言っています。宮島氏は、前回と同様に教団の応援票を回してほしいと要望したが、安倍氏から前回のような応援は

九

難しいと言われ、立候補を断念したという話です。一方、さきの参議院選挙では、元安倍総理秘書官だった井上義行候補が統一協会の支援を受けて当選をしています。

国政選挙における安倍氏と統一協会の関係については、どうお考えですか。

○山口委員長 直接議題と関係ないことには、総理、答えなくて結構でございます。

○岸田内閣総理大臣 まず、自民党においては、御指摘の点も含めて、所属国会議員に対して、今日までのありようについてしっかりと点検を行い、その点検の結果をしっかりと党に報告するという取組を進めさせていただいております。過去どのようなことがあったかについては、それぞれの議員が国民に対してしっかりと説明することが重要であるということを考え、その点検の結果を党に報告するということを求めているところであります。

そして、過去についてはそれぞれしっかりと説明をした上で、未来に向けて、社会的に問題が指摘されている団体とは関係を持たない、関係を絶つ、これが党の基本方針であります。そして、それを担保するためのチェック体制を強化する、これを検討しているところであります。

是非、こうした取組を徹底することによって、自民党のありようについて国民の皆さんに説明を続けていきたいと考えております。

○塩川委員 統一協会の反社会的な行為、政治家が統一協会と関わることでこのような反社会的な行為にお墨つきを与え、被害を拡大し、被害救済を妨げるものとなってきた。この点でも徹底した説明が必要だということであり、安倍氏と選挙との関係についても、この点についてはしっかりとさせる必要がある。

宮島氏や伊達氏など、所属国会議員以外の方にについても、こういった実態の解明のために聞き取り調査をされることは考えませんか。

○山口委員長 議題と直接関係ない質問であり、ほかの調査のお話を今、塩川委員なさったの

で……(塩川委員)いえ、安倍氏の評価の問題です」と呼ぶ。

質問を続けてください。

○塩川委員 国葬をされる方がどういう活動を行ったのか。国民に、国の行事として敬意と哀意を国全体として表示儀式、こういったことを求めているのか。このことがまさに問われるわけ、そのことについて、今まさに関係を絶つべきと言っている統一協会との関わりについて明らかにするというのは、国葬問題のまさに中心の議論じゃないでしょうか。お答えできないというのは、絶対納得できない。

こういった選挙応援の問題についてもしっかりと明らかにすることが必要です。また、もう一つ申し上げたいのが、政策への影響の問題であります。

統一協会とその関連団体は、選択的夫婦別姓や同性婚について反対を主張し、国政や地方政治への働きかけを行ってきました。安倍氏は、統一協会の、家庭の価値を強調する点を高く評価しますとも述べておりました。安倍氏と統一協会の親密な関係が、選択的夫婦別姓や同性婚に否定的な自民党や政府の政策に影響を及ぼしたのではありませんか。

○山口委員長 これも直接国葬の儀と関係があるとは思いませんが、いずれにしても、申合せの時間が参りましたので、総理、簡潔に一言だけお願いたします。

○岸田内閣総理大臣 まず、政府においても、政策を決定する際には、多くの国民の皆さんの意見を聞き、有識者、専門家とも議論を行い、その結果として政策を判断しています。一部特定の団体によって全体がゆがめられるということはないと思っておりますし、また、自民党においても、国民の声を聞く、また、政府から、様々な関係者庁の説明を受ける、さらには専門家、有識者の意見を聞く、こうした丁寧な議論を積み重ねて政策を決定しております。

一部の団体の意見に振り回されるということはないと信じております。

○塩川委員 安倍氏は、反社会的団体の統一協会の広告塔であり、統一協会の選挙応援の司令塔だった。さらに、選択的夫婦別姓反対や同性婚反対、憲法改正など、統一協会の政策面での影響が問われております。岸田総理は、安倍氏と統一協会との関係について調査も行わず、国葬を行うのか。これでは国民の理解は得られない。

国葬は中止すべきだと申し上げて、質問を終わります。

○山口委員長 これにて発言は終わりました。本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

# 参議院議院運営委員会(第二百九回閉会後)会議録第一号

令和四年九月八日(木曜日)  
午後三時開会

## 委員の異動

八月八日

岸 真紀子君

補欠選任  
宮口 治子君

八月十二日

石井 浩郎君

補欠選任  
羽生田 俊君

八月十五日

羽生田 俊君

補欠選任  
石井 浩郎君

九月七日

石井 浩郎君

補欠選任  
加藤 明良君

清水 真人君

堀原 大介君

自見はなこ君

水井 大介君

本田 顕子君

藤井 一博君

宮口 治子君

打越さく良君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

福岡 資麿君

江島 謙君

高野光二郎君

舞立 昇治君

野田 国義君

吉川 沙織君

河野 義博君

東 徹君

浜野 喜史君

仁比 聡平君

朝日健太郎君

委員

加藤 明良君

堀原 大介君

佐藤 啓君

永井 学君

藤井 一博君

星 北斗君

北川 るい君

山本 啓介君

青木 愛君

打越さく良君

委員以外の議員  
議員

木村 英子君

尾辻 秀久君

長浜 博行君

清水 貴之君

内閣総理大臣  
岸田 文雄君

副議長  
松野 博一君

事務局長  
岡村 隆司君

事務次長  
小林 史武君

委員部長  
金子 真実君

本日、政府から報告を聴取いたします。岸田内閣総理大臣。

七月八日、民主主義の根幹たる選挙が行われている中、安倍元総理が卑劣な暴力により命を落とす事件がありました。安倍元総理に対し、衷心より哀悼の誠をささげます。

安倍元総理については、民主主義の根幹たる国政選挙において六回にわたり国民の信任を得ながら、国政史上最長の八年八月にわたり内閣総理大臣の重責を担ったこと、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした戦略的外交の展開を主導し、平和秩序に貢献するなど、大きな実績を様々な分野で残したこと、諸外国における、議会の追悼決議、服喪の実施、公共施設のライトアップを始め、各国が様々な形で、国全体を巻き込んだ敬意と弔意が表明されていること、民主主義の根幹たる選挙運動中での非業の死であること等を踏まえ、安倍元総理の国葬儀を執り行うことが適切であると判断をし、七月二十二日、故安倍晋三国葬儀の執行を閣議決定いたしました。葬儀の詳細については官房長官から説明をさせていただきます。

国として葬儀を執り行うことで、安倍元総理を追悼するとともに、我が国は、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示してまいります。あわせて、各国からの敬意と弔意に対し、日本国として礼節を持ってお応えするとともに、国葬儀の機会に米日される各国要人と集中的に会議を行い、安倍元総理が培われた外交的遺産を我が国としてしっかりと受け継ぎ発展させるという意思を内外に示してまいります。

冒頭発言は以上ですが、本日の御質問にお答えする中で、更に具体的に丁寧な説明に努めてまいります。

○委員長(福岡資麿君) 次に、松野内閣官房長官。

○国務大臣(松野博一君) 本日は、故安倍晋三国葬儀の執行について御報告をいたします。

安倍元総理の国葬儀については、七月二十二日の閣議決定に基づいて故安倍晋三国葬儀を執り行うこととし、九月二十七日午後二時より、日本武道館において、内閣府設置法上の国の儀式として実施します。

国葬儀の参列者については、三種の長、国会議員、海外の要人、立法・行政・司法関係者、地方公共団体代表、各界代表等、最大で六千人程度を見込んでいます。

国葬儀の流れとしては、黙禱、追悼の辞、献花等を予定しています。また、国葬当日は、会場周辺への参列者以外の立入りを制限しますが、日本武道館外に設ける献花台において一般献花を実施します。加えて、自衛隊による儀仗等の実施を検討しています。

なお、今般の国葬儀の実施に当たっては、国民一人一人に弔意の表明を強制的に求めるものであるとの誤解を招くことがないよう、吉田元総理の国葬の際に実施した、弔意表明を行う閣議了解や、地方自治体や教育委員会等の関係機関に対する弔意表明の協力方の要請は行わないこととしました。

国葬儀の実施に必要な経費については、八月二十六日に令和四年度一般会計予備費の使用を閣議決定したところであり、予備費の使用額は、約二億四千九百万円とされています。

国葬儀に併せて必要になるその他の経費は、過去の葬儀と同様に、既に成立している今年度予算の中で対応することとしています。

このうち、警備や海外要人の接遇に要する経費

第十六部 議院運営委員会(第二百九回閉会後)会議録第一号 令和四年九月八日【参議院】

等は、警備・接遇を要する要人の数等が不確定であるため、確たることを申し上げることは困難であり、また、これまで、国が関与した準備に關して、既定経費で支出する警備・接遇に要する経費を切り出してお示しをしたことはありませんが、丁寧な説明を尽くすという観点に加え、これまでの各国からの連絡状況を踏まえ、一定の仮定の下で経費の見込額を見積もると、警備に要する経費は八億円程度に、接遇に要する経費は六億円程度になるものと見込まれます。

○一億円程度と見込まれます。  
他に、自衛隊の儀仗隊等の車両借り上げ費等が、いずれにせよ、最終的に要した経費は、国庫儀実施後に精査した上で、できる限り速やかにお示しをしたいと考えています。

その他式典の詳細については現在検討しているところですが、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう準備を進めてまいりますので、各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

○委員長(福岡資麿君) 以上で報告の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

○質疑のある方は順次御発言願います。

○獨立昇治君 自由民主党の獨立昇治でございます。よろしくお願いたします。

冒頭、民主主義の根幹たる選挙戦のさなか、突然の急行により命を奪われた安倍元総理に対し、改めて心から哀悼の誠をささげるとともに、御遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。  
私は、平成二十五年の参議院選挙で初当選する前、現総務省、旧自治省で勤務しておりました。平成十七年に録あつて山口県下関市に出向させていただきました。そのときお仕えした市長が隣にいらつしやる江島肇理事で、国との関係では地元の代議士である安倍元総理に大変お世話になりました。とても明るく優しく温かくユーモアあふれるお方で、私のような者にも気軽に接していただき、多分、安倍元総理の人格に直接触れ

れば、直接お話しすれば、ごなたも好きになると思いますが、私も漏れなくファンになっておりました。

以来、あつという間に十七年たちましたが、まさか、本年二月二十四日のロシアによるウクライナ侵略に続き、七月八日、安倍元総理が参議院選挙中に暗殺される事件が起きるとは今でも信じられませんし、いまだに大きな喪失感に駆られてい

るの私だけではないと思います。

こうした状況に一つの区切りを付け、安倍元総理の在りし日をしのんで追悼し、その遺志を継ぎ

るのが国葬儀だと思ひます。

岸田総理は、国葬儀を行う理由として、一、歴代最長の総理在任期間、二、内政、外交両面での歴史に残る様々な実績、三、国内、海外からの高い評価と幅広い弔意、四、選挙運動中の非業の死であり、暴力には屈しない国の毅然たる姿勢を内外に示すこと、四点挙げられました。私としてもまずは総理の御判断を強く支持したいと思ひ

ます。

その上で、これまで様々な論点が指摘されてい

ます。順に触れたいと思ひます。

まず、国葬儀の法的根拠が不明確という点について、確かに、これは国民の皆さんにとって、国葬儀をやつていいとか駄目だとか、現行法の規定は存在しないので分かりにくいと思ひますが、過去の内閣府も同じですが、現行法令上、特に禁止法令もない中、国の儀式を行うことは一般的に行

政儀の範囲に含まれており、内閣府設置法に国の儀式に関する事務が明記されていることから、内閣がやると判断すれば、閣議決定を根拠に実施することが可能になるということで、私も法的には特設問題ないと思ひます。

また、国葬儀にする基準が前もつてないことを問題視する声もありますが、確認する限りでは海外でも詳細な基準がある国はむしろ少ないです。どこまで定性的、定量的な基準とするのか、その引ききは大変難しく、あらかじめ決めよう

するとかえつて政治問題化して混乱するおそれもあるため、国に貢献した方を追悼する本来の趣旨に鑑みれば、これまでも同様、その都度、時の内閣が、総理が責任を持って総合的に検討して、ふさわしい形で行うことによいと思ひます。

そして、予算については、後手後手、小出し感が指摘され残念なところがございますが、予備費の約二・五億なり、警備・接遇費等の約十四億円は、過去の実績や今回の内容に鑑みれば決して過大なものではなく、むしろ相当抑制していることをきちんと説明し、できる限り経費節減に努めることが執行していただきたいと思ひます。

例えば、予備費の約二・五億は、中曽根元総理のときより約六千万多いとの指摘には、参列者の数が約十倍多く想定されるなどの変化がある中で、かなり効率的、効果的な縮減に努めていること、

そして、警備・接遇費等の約十四億は、内閣・自民党合同葬でも国が全額持つことに変わりなく、かつ既定予算の中で対応する話であり、一定の仮定に基づくとはいえ、過去の類似実績と比較しても至極妥当なものであることなど、税金の無駄遣いと言われないよう、引き続き国会や国民に対して謙虚かつ丁寧に御説明いただきたいと思ひます。

この上で、二点目ですが、国葬儀には海外から

多数の要人の参列が予想されること、これらの方々にしっかりと対応し、更なる外交関係の発展につなげることが安倍元総理の御功績に報いることになると思ひますが、政府の対応方針について、以上二点、岸田総理からまとめてお答をお願

いたします。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、今回の安倍元総理の逝去に当たっては、海外から、バイデン米大統領、エリザベス女王陛下など、各国の王室、国家元首、首脳レベルを含め約二百六十の国・地域・機関から千七百以上の弔意メッセージが寄せられました。そして、そのメッセージの内容

ですが、安倍元総理の在任中の功績を評価し、安倍元総理、そして御遺族に対してはもちろんですが、多くがこの日本国民全体への弔意を示す、こうした内容となっております。

また、こうした弔意のメッセージ以外にも、議会の追悼決議、これは米、オーストラリア、フィリピン、インドなどで行われました。また、政府による服喪の実施、これもインドあるいはブラジル、こういった国々で行われました。また、公共施設でのライトアップということについても、オーストラリアあるいはイスラエル、こうした国で行われるなど、多くの国々において国全体を巻き込んだの敬意と弔意、これが表明されていま

す。

委員御指摘のように、安倍元総理、積極的な首脳外交を展開されたわけでありますが、今申し上げたような、海外から数多くの敬意と弔意が寄せられています。これに対して国として礼節を持って丁寧に応えることが重要であると考え、国葬儀の実施を判断したということでもあります。

そして、国葬儀当日に向けても、今各々から様々な連絡が入り、今公にできると、できる名前だけ申し上げても、インドのモディ首相、オーストラリアのアルバーニ首相、シンガポールのリー・シェンロン首相、ベトナムのフック・ティン

グ、E.U.のミシェル欧州理事会議長、カナダのトルドー首相、また米国のハリス副大統領、また豪

州はハワード元首相、アポット元首相、ターニング元首相、そろって参列の意向が示されています。

こうした数多くの海外要人と可能な限り会談を実施し、安倍元総理が培われた外交遺産、これをしっかりと受け継いでいく、こういった意思を内外に示すことも重要であり、こうした形で相手国から我が国に示された敬意にしっかりとお応えしてまいりたいと考えております。

以上です。

○獨立自治 總理、ありがとうございます。

日本では、国葬儀に賛成、反対という入口論で賛否が大きく分かれる状況でございますが、先ほど御説明いただいたように、ブラジルやインドなどでは安倍元総理の追悼のために国を挙げて喪に服していただいた例もあるということ是非、国民の皆様には、多くの国民の皆様を知っていただきたいと思っております。

国葬儀やってよかったよね、やってよかったねと多くの国民から言われるように、政府においては、引き続きしっかりと丁寧に説明を尽くしながら最大限の努力をしていただきたいということをお願い申し上げます。

○吉川沙織君 立憲民主黨の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、安倍晋三元内閣總理大臣に対して深く哀悼の意を表します。

故安倍元總理の國葬儀に関し、岸田總理がこれを初めて明らかになさったのが七月十四日の總理記者会見においてでございます。安倍元總理の逝去から数日後のこと、岸田總理は、七月十四日の記者会見の時点で国会や国民に対して説明する必要があるとお考えだったかどうかをお伺いしたいと思います。

○内閣總理大臣(岸田文雄君) 國葬儀の実施については、政府として、どういう理由でどういった法的根拠でこれを判断したのか等、こうした判断のありようについて丁寧に説明することが重要だ

と思っております。そして、あわせて、そうした判断について説明すると同時に、できるだけ多くの国民の皆さんの理解を得るよう説明責任をしっかりと果たしていかなければいけない、こうした判断と、そして国民の理解を得るための努力、この二つが重要だと認識をしております。

今委員の方から、その表明した時点で十分説明していたのかという御指摘については、要はその時点で十分説明が尽くされていたのかということについては、これは政府としても謙虚に受け止めなければいけないと思っております。

その後、七月二十二日に閣議決定するなど、その後の取組の中で説明を続けたわけですが、いずれにせよ、説明の重要性はしっかりと認識して、今後とも説明努力を続けていきたいと考えております。

○吉川沙織君 私、今總理にお伺いいたしましたのは、表明をされた時点で国会や国民に対して説明をするおつもりがあったのかどうかということでございます。

なぜ今このようなお伺いをしたかと申しますと、七月十四日の總理会見の議事録拝見いたしました、總理は、記者からの質問に、国会やどこかで説明する必要があるんじゃないですかと問われた際に、總理は、國葬儀に関しては行政権の作用として内閣の判断で行い得るとしか答弁されていません。

翻って、先日、八月三十一日の總理会見においては、説明が不十分との指摘を受け止め、正面から答えること、国会審議の場においてテレビ入りで御自身が答弁すること等を表明されました。この間、國葬儀に対して世論調査がよろしくない結果が続いたからにはほかならないと考えますが、總理が同日の会見で言及した信頼と共感の政治からは少し遠かったんじゃないかと思っております。

ここで、事実関係を幾つか伺います。官房長官に伺います。

九月二十七日を國葬儀とすることを決めたのはいつで、その場はどこになりましたでしょうか。

○國務大臣(松野博一君) お答えをいたします。七月二十二日の閣議決定によるものであります。

○吉川沙織君 今冒頭でも報告いただいた事実でございますが、七月十四日に總理が記者会見で國葬儀を行うということを表明され、七月二十二日に九月二十七日に國葬儀を行うことをお決めにされました。

つまり、七月十四日から七月二十二日まで約一週間、間があったわけになります。この間、どういった検討をされたんでしょうか。

○内閣總理大臣(岸田文雄君) もちろん、國葬儀を実施するに当たり、内閣法制局等とその協議によって、法的根拠ですとか、何よりも國葬儀を行う理由についてしっかりと整理をするなど、様々な検討を行った上でその十四日の最初の表明ということになったわけでありますが、その後も、閣議決定を行う際に様々な手続が必要になりますので、そうした内容について、手続を進める、書式等を用意するなど準備を進めて、二十二日の閣議決定に至ったと振り返っております。

○吉川沙織君 七月十四日總理会見、七月二十二日の日に閣議決定をされた、その間の内閣内部における意思決定のプロセス、検討過程が不明で、これだけ国民の皆さんがいろんな思いをお持ちである中で、この一週間何をやられたかという今の答弁は、手続とか法的根拠とか、プロセス、書式とか、そういったことを検討されていたということとでは少し違うんじゃないでしょうか。

○内閣總理大臣(岸田文雄君) まず、今回の國葬儀を行うことにつきましては、その根拠は内閣府設置法及び閣議決定であるということをお申し上げておきます。

そして、そのまず十四日の段階で、これは政府として、行政府として、しっかりと行える、このことについては、これは法的に整理をしなければならぬ、こういったことで、十四日の段階までに、まずこの國葬儀の実施については、これは立法権にも属さない、司法権にも属さない、行政権にも、あつ、行政権に属するものであるということを確認し、それが、それだからこそ、内閣府設置法にこの実施主体が明記されているということである、こうした法的な整理を内閣法制局で行ったわけでありまして、そして、行政権であるならば、あつ、行政権に属するものであるならばこれは閣議決定が必要であるということ、七月二十二日の閣議決定の手続を進めた、こうした議論を行ったということでありまして。

○吉川沙織君 仮に七月十四日まである程度内閣の内部でいろんな検討をされて、ただ、七月二十二日に正式に閣議決定をされておられるわけでございます。表明をされて、本当に決めるまでの間、例えば国会に意見を聞くとか、国民の声を聞いて上げるとか、そういった努力はできたはずですか。

總理、こういった事実御存じでしょうか。

平成三十一年四月三十日御退位された現在の上皇陛下の退位に関しましては、内閣を代表する内閣總理大臣から国会で議論してほしいと要請があり、これを踏まえ、衆参両院正副議長が、各会派の意見を聞き、国会として意見の取りまとめを行い、政府に回答したという事実があります。こういったことは御存じでしょうか。

○内閣總理大臣(岸田文雄君) 御指摘の点について具体的に、済みません、知っていたのかということについては、私も今すぐにはその詳細についてそれをつまびらかにすることはできませんが、いずれにせよ、行政権の範囲内ということと適切な手続を進めたということとあります。

あわせて、説明が不十分であるということについては謙虚に受け止め、引き続き説明努力を続けていきたい、そのように思います。

○吉川沙織君 行政権、立法権、司法権があつて、行政権の判断で行い得るといふ解釈は、確かに法的にあり得るのかもしれない。ただ、私が今伺っているのは、手続、プロセス、国民の納得性の問題です。

今回の國葬儀に関しましては、事前に国民の代表機関たる国会の意思を聴取せず、国会の議決を

経たわけでもありません。このような事態は、主権在民の現行憲法下における中心的機関たる国会が国葬儀に参画していないことを示しています。形式的には国葬儀であるものの、実質的には国葬儀であるのか甚だ疑問です。

閣議決定でできると繰り返しおっしゃいます。閣議決定でできる理由ばかりお述べになるのではなく、国民に寄り添ってその意見をいかに吸い上げていくかに臨むべきだと思います。国の儀式として、国会の意見を聴取した上で、内閣が最終判断をお決めになるのは結構かと思いますが、そういった姿勢が私は残念ながら欠けていらつしやうたのではないかと思います。

先ほども取り上げ、この間も何回もやり取りしましたけど、七月二十二日の閣議決定は、吉田元総理国葬儀の際の閣議決定とほぼ同じ文言踏襲されています。その費用については、一四、一五億のため必要な経費は、国費で支弁する、とされておられ、本来は予算を所管する予算委員会で審議されてしかるべきであり、自身も議院運営委員会理事会において、この件について議論する場はこの議院運営委員会ではなく予算委員会が筋だと強く主張いたしました。議院運営委員会に長く身を置かせていただいている身として、このような傾向に危惧を抱くもの、最終的に国会として致し方なく今日の場に至っています。

他方、我々は、憲法第五十三条の規定に基づき、臨時会の召集要求を八月十八日に出しています。召集要求が出されれば、内閣には臨時会の召集義務があります。これは、国会のことは国会でお決めになるじやなくて、内閣の責任者たる総理がお決めになればすぐに召集できるんですが、御見解をお願いします。

○国務大臣(松野博一君) 国会の召集に関しましては、先生からお話をいただいたとおり、内閣で決定すべきものであります。召集時期に関しては内閣が決定し、合理的な一定の期間内というところで定められているかと考えております。国会のことでございますので、与党ともよく相

談をしながら、時期については適切に判断をしてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 国会のことは国会でお決めになるが審判者だつたのに、今回のこの件に関しては、総理が八月三十一日に御自身がテレビに出て説明をされるとおっしゃって、今この場に至っています。

臨時会の召集要求は、憲法に規定される内閣の義務でございます。内閣が判断すればすくなくとも召集ができません。新型コロナウィルスの第七波、物価高騰、様々な国民生活をめぐる課題が山積し、法的措置、予算措置も場合によっては必要かと思ひます。そのためには国会が開かれていなければ多くの議論ができません。総理、判断すべきだと思ひます。

本来この件も予算委員会で審議すべき内容ですが、内閣は八月二十六日の閣議において今回の国葬儀に二億四千九百四十万円を予備費から支出することを決定しました。これには警備費等が含まれていなかったため、我々からの強い要請に基づき、一昨日、九月六日に予備費以外の大卒の経費として約十四、一億円とする資料が示されました。

○国務大臣(松野博一君) 既定予算の中において支出されるということでございます。○吉川沙織君 じゃ、重ねて伺います。既定予算の中から八億円程度とされる警備費、六億円程度とされる接遇費は、これら全てについて既定予算で吸収できるということでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) 先生からお話をいただいたとおり、既定予算からでございます。○吉川沙織君 これらについて全額を既定予算で扱おうとすれば、既定予算のうち八億円程度と六億円程度が冗費、いわゆる無駄な費用ということに

もなりかねません。仮に冗費でないと思えば、その分、既定予算を圧迫することにもなりかねず、それに充てようとした施策の経費の質、量が低下するという懸念も生まれることになりませんが、総理の御見解お伺いいたします。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、今回の警備・接遇費につきましては、今官房長官からありましたように、既定予算の中から支出を行ひました。これは適切な手続に基づくものであると認識をしております。

そして、今我々は様々な政治課題に直面しているわけですが、そうした必要な予算につきましては、コロナ対策、物価対策を始め、しっかりと必要な予算を確保し、そして、国民生活そしてなりわいを守るために万全を期していきたいと存じます。

今後の状況、不透明ではありますが、適切に財政面からも判断をし、対応をしていくことになりまふ。今回の財政支出が他の政策課題に悪影響を生じるといふものではないと認識をしております。

○吉川沙織君 今総理から、既定予算の中で対応してもほかの政策に影響、悪影響を与えることはないのでということでしたけれども、そうしたら、その分やっぱり冗費だったのではないかと懸念も生まれますが、そういったことは本来予算委員会で審議すべきだと思ひます。

九月六日に内閣から資料として提示された経費について、警備費については八億円程度とされております。昭和天皇崩御の際の大喪の礼とは単純に比較はできないのですが、資料として残っている、確実に残っているものとしてお伺いいたします。官房長官に伺います。

御参列、葬場殿の儀、陵所の儀など様々な行事が行われたところであり、警備活動に必要な経費として予備費で約二十四、四億円を措置したと承知をしております。

警備活動の具体的な内容や装備品等に関する詳細な記録がないため、当時と今回の警備費用を一概に比較することは難しいところがございます。○吉川沙織君 それでは次に、吉田元総理の国葬儀、それ以降の元総理の内閣・自民党合同葬で警備費が分かるものについてお伺いいたします。

○国務大臣(松野博一君) お答えをいたします。国内内外の要人の警護を始めとする警備活動は、元総理の葬儀の警備も含め通常業務として行われるものであり、その業務に要する経費はこれまで原則として毎年度の予算として所要額を計上してきています。

したがって、こうした経費を葬儀に関連した経費として明確に切り分けることはできず、また過去に遡って切り分けることも困難なため、お示しすることが難しいことを御理解をいただきたいと思います。

なお、過去の葬儀のうち、昭和十五年の故大平正芳内閣・自由民主党合同葬儀についてのみ警備活動に必要な経費として予備費で約二、二億円を措置した実績がありますが、当時の会計資料が残っていないため、予備費を使用した確たる理由や、その警備活動に要した経費の総額を申し上げることは困難でございます。

○吉川沙織君 今日、冒頭の官房長官の御説明の中でも、国が関与した葬儀に関して警備に要する経費を切り出して示したことはないという、こういう御説明もありましたので、それはそれとして理解する部分はあるんですが、これだけ国民への説明が足りていないと、国民の皆さんからの懸念が生じていて、であるならばこそ、ちゃんと切り